

名義貸し行為を行わないために —名義貸し行為の明確化について—

綱紀部・業務侵害監察部

綱紀部と業務侵害監察部では、「名義貸し行為により財務大臣の懲戒処分を受ける会員が後を絶たないことから、名義貸し行為の実例と解説を示されたい」との諮詢を会長から受け、「名義貸し行為を行わないために—名義貸し行為の明確化について—」を答申として取りまとめました。会員各位における名義貸し行為に対する理解への一助としていただきたく、ここに答申の全文を掲載いたします。

平成25年度における財務大臣による税理士の懲戒処分を受けた本会会員の数は18名にのぼり、前年度の10名、前々年度の3名と比較すると急増した感は否めない。その18名の違反内容を見ると「名義貸し」が13名と最も多くなっている。

この「名義貸し」により懲戒処分を受けた会員から事情を聞くと、たとえ自らが税務書類を作成していないとも確認作業はしているので、名義貸し行為を行っているという自覚が希薄であった会員が多く見受けられ、「名義貸し」について誤った認識をしているというのが実情と思われる。

このような状況のもと、今般の税理士法(以下、「法」という)の改正では「名義貸しの禁止」(法第37条の2)が別条として新設され、また、罰則「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」(法第59条第1項第2号)も新設され、これらは平成27年4月に施行されるに至った。

本答申では、この「名義貸し」について、そもそも「名義貸し」とは何か、また「名義貸し」行為となるメルクマール(指標)に加え「名義貸し」行為の事例を挙げ、今後、会員が「名義貸し」行為に陥ること無きよう示すものである。

1. 「名義貸し」とは

「名義貸し」とは一言で言えば、にせ税理士行為の正犯に税理士が名義を貸すことによって、にせ税理士行為に協力、加担することである。

換言すると、法第52条(税理士業務の制限)の規定により、別段の定めがある場合を除き税理士又は税理士法人以外の者は税理士業務を行うことはできないが、こうした税理士等以外の者は税務書類の作成をした場合などに表面上適法であることを装うため、これら税理士資格の無い者から求められて税理士が税務書類等の税理士署名欄に署名押印することと言えよう。

「名義貸し」行為は、名義を貸す税理士が自ら税理士全体の信用を貶めるばかりでなく、税理士資格の無い者のにせ税理士行為という法違反を帮助することにもなり、税理士制度のみならず業務制限を設けている資格制度の根幹を揺るがす問題でもある。

このように「名義貸し」行為が持つ重大な問題から鑑みても、先述のとおり今般の税理士法改正において「名義貸し」行為の禁止が別条で設けられたことは当然のことと言えよう。

《関係規則等》

- ・税理士法第37条(信用失墜行為の禁止)、同第39条(会則を守る義務)
- ・会則第40条(会則等の遵守)、同第44条(非税理士との提携の禁止)
- ・日税連会則第60条(会則等の遵守)、同第61条(非税理士との提携の禁止)
- ・紀律規則第7条(名義貸し等の行為の禁止)、同第8条(にせ税理士との関連排除)

改正税理士法(平成27年4月施行)

○税理士法第37条の2(非税理士に対する名義貸しの禁止)

税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

○同第59条第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの
- 二 第37条の2(第48条の16において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第38条(第50条第2項において準用する場合を含む。)又は第54条の規定に違反した者
- 四 第52条の規定に違反した者

2. 「名義貸し」行為となるメルクマール(指標)について

「名義貸し」行為のメルクマール(指標)としては、次の3点が挙げられる。

- ①税理士が自らの判断で申告書を作成していない
- ②納税者から直接委嘱されていない
- ③報酬を納税者から直接收受していない

①について、税務申告書の作成は、法第2条第1項第2号に規定されているとおり、税務書類を自己の判断に基づいて作成することであるから、税理士資格の無い者が作成した税務申告書の内容と原始帳票等といふら確認しても、あくまでも、税理士資格の無い者が作成したことになり変わらぬ、自己の判断に基づいて作成することに当たらない。

申告書等への署名押印の際、税理士資格の無い者が作成したものであっても、自分が検算等をして確認すれば問題ないと誤認している場合が見受けられるが、こうした場合の多くは決算書類作成の過程は閲知しておらず、使用人等が税理士の指揮監督の下に作成した決算書類や申告書等に署名押印する場合とは意味が異なる。また、関与先の財務状況が分からぬのであれば、税務調査の立会いも行うことができず、税理士資格の無い者を立ち会わせるなど、さらに法違反を重ねることになりかねない。

②について、本会紀律規則第11条第3号では「会員は、委嘱者から直接、業務の委嘱を受けなければならない」と規定されており、税理士が納税者以外から税理士業務を請負うことは、この規則に違反となり、本会会則、日税連会則、税理士法にも違反することになる。税理士が業務を行うに当たっては、納税者からの求めに応じて行うことが基本であり、納税者と直接契約すべきということは言うまでもない。

③について、報酬の收受は、依頼元である納税者から直接受け取らなければならぬ。上記②にも記したとおり税理士業務は納税者からの求めに応じて行うことが基本であり、納税者と直接契約を結ぶべきであることから、署名押印を依頼した税理士資格の無い者から報酬を受け取ることは、「名義貸し」行為を判断する上で大きな要因となる。

「名義貸し」行為の判断材料として、この3つのメルクマール(指標)を税理士は常に意識していかなければならないであろう。

3. 「名義貸し」行為となる参考事例

次に具体的な参考事例を挙げてみることとする。

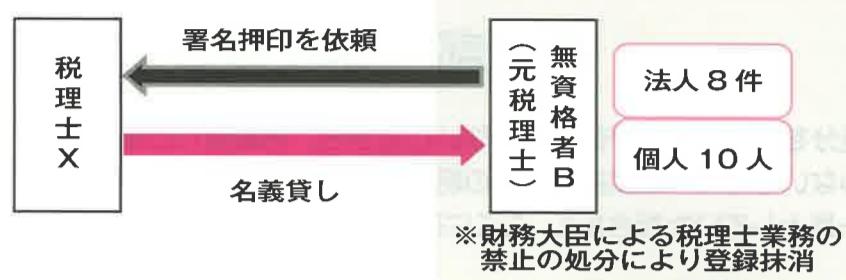
(参考事例1)

税理士Xは、税理士資格を有しないAから依頼され、4年間にわたり同人が作成した法人20社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人30名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計250件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。なお、当該税理士は、もしかすると税理士法に違反するのではないかとの意識はあったが、最終的に自分で確認した上で署名押印すれば問題ないと思っていた。



(参考事例2)

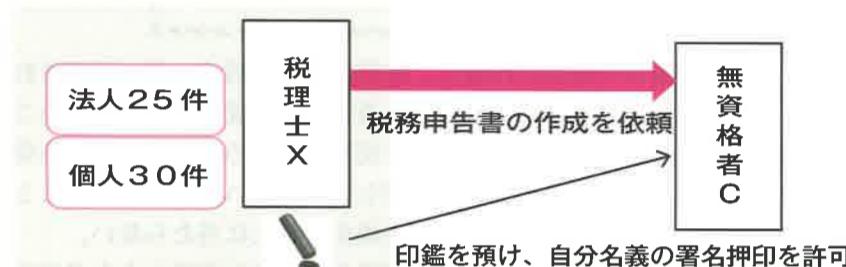
税理士Xは、1年間にわたり、税理士法に基づく懲戒処分により税理士登録を抹消されているBが作成した法人8社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人10名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計25件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。



(参考事例3)

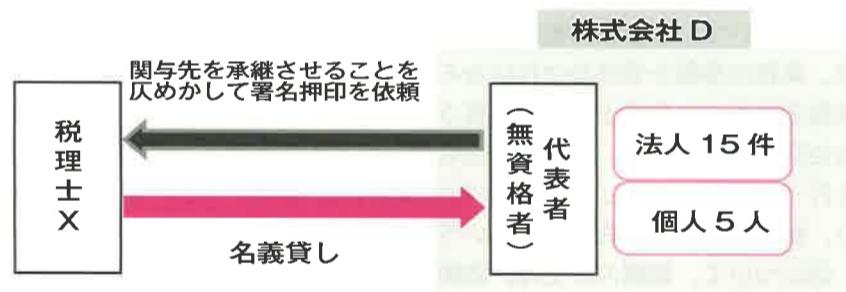
税理士Xは、自ら税理士資格を有しないCに依頼し、同人に法人25社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人30名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計200件を作成させる「名義貸し」行為を行った。

なお、当該税理士は、Cに対し、印鑑を預け自分の名義で署名押印することを許可していた。



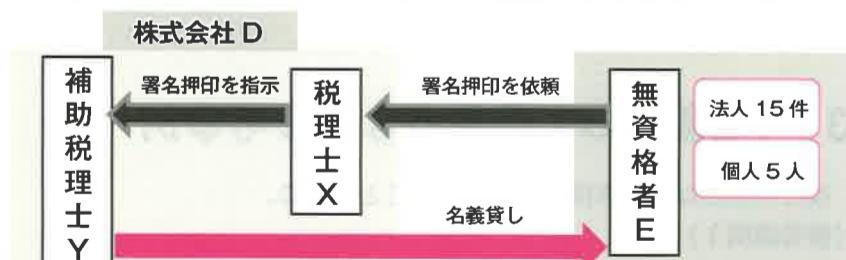
(参考事例4)

税理士Xは、会計業務を業とし税理士資格を有しない株式会社Dの代表者から「1~2年したら会社をたたむ予定なので、その際にはあなたに顧客を全部任せたい。」と言われ、1年間にわたり、株式会社Dが作成した法人15社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人5名の所得税の確定申告書合計40件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。



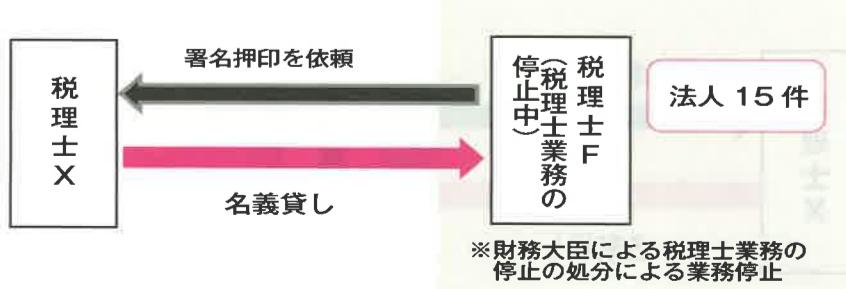
(参考事例5)

補助税理士（平成27年4月より所属税理士）であるYは、自己が従事する開業税理士Xに指示され、1年間にわたり、会計業務を業とし税理士資格を有しないEが作成した法人30社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人50名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計200件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。



(参考事例6)

税理士Xは、税理士法に基づく懲戒処分により税理士業務の停止中である税理士Fから依頼を受け、同人が当該業務停止期間中に作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計15件に署名押印し、報酬を得ていた。



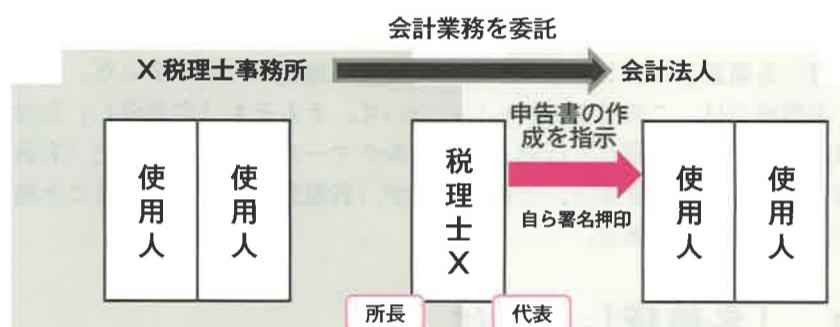
これらのとおり、「名義貸し」行為の態様は様々である。税理士資格の無い者が納税者から依頼を受けて作成した申告書に署名押印するものから、税理士資格の無い者が作成した申告書に自己の事務所に従事する補助税理士（平成27年4月より所属税理士）に署名押印させるものまで見受けられる。

法第2条第1項第2号に規定する「作成する」とは、税務書類を自己の判断に基づいて作成することであることから、税理士資格の無い者が作成した税務申告書等と原始帳票等といくら確認しても、自己の判断に基づいて作成することにはならないので、「名義貸し」行為となる。

なお、左記参考事例6は「名義貸し」ではあるものの、参考事例1～5とは内容が若干異なる。参考事例5までは、税理士資格の無い者が作成した申告書に署名押印した事例であるが、参考事例6は、税理士登録している税理士の業務停止期間中に「名義貸し」を行ったことから法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止〔平成27年4月施行〕）の違反行為とは異なり、法第37条（信用失墜行為の禁止）の違反行為となる。

(参考事例7)

税理士Xは、納税者等から直接業務の委嘱を受け、顧問契約を締結しており、税理士事務所と同所に併設している会計法人（税理士Xが代表者で全額出資している）に会計業務を委託しているが、税理士はその会計法人のみに従事している職員に税務申告書までを作成させ、その内容を確認して署名押印をした。



上記事例は、税理士が主宰している会計法人のみに従事している職員に申告書を作成させていたもので、その職員は、税理士事務所に従事している職員ではないので、税理士の指揮監督下にないため、「名義貸し」行為となるものである。

税理士業務は、税理士事務所を登録した所在地において、税理士が行い、また、その支配、監督の下、職員に行わせるものであることから、税理士が出資して同所に併設している法人で税理士が代表者であっても、税理士個人の事務所とは別人格の法人として業務を行っているので、税理士が申告書を自己の判断に基づいて作成したことにはならない。また、会計法人及び会計法人の代表者は、「にせ税理士行為」を行ったことになる。

4. 結びに

どのような行為が「名義貸し」行為に該当するのか、その基準をどこに求めるかということについて、メルクマール（指標）や懲戒処分の対象となった事例を基に検討を行ってきた。

しかしながら、どのような行為が「名義貸し」行為に該当するか明解な基準等を導き出すことは大変困難であったが、「名義貸し」行為と認定される判断材料や考え方などを示すことができたと認識している。

なお、今回の答申で「名義貸し」行為の可否判断のすべてが完結したものとは考えておらず、今後も税理士資格を有する者の行動等に目を向け、「名義貸し」行為の明確な基準の作成等に取り組んでいく必要があると考えている。

最後に、「名義貸し」行為は、税理士制度の根幹に係わる問題であり、税理士資格を有する税理士或いは税理士法人が個々の問題と自覚し、自ら自分の行為が「名義貸し」行為に該当しないかという良識ある判断を行うことが最も大切なことではないかと付言するとともに、今後、「名義貸し」行為が根絶することを願いつつ結びの言葉としたい。